

事業主 様

北海道労働局長登録教習機関 登録番号:北労安教第255号
 (公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)
 旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

床上操作式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全衛生法61条(安衛施行令第20条6号、クレーン則22条)では、つり上げ荷重が**5トン以上**の床上操作式クレーンの運転の業務については、床上操作式クレーン運転技能を修了した者を当該業務に就かせることができるとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

床上操作式クレーンとは、

床上で運転し、トロリやホイストからつり下げられた押しボタンを備えたペンダントスイッチで操作する構造で、走行、横行ともに荷が移動するのと一緒に押しボタンを操作する者も移動する方式のクレーンです。

- ・つり上げ荷重**5トン以上**の運転業務は、本講習修了が必要です。
- ・つり上げ荷重**5トン未満**の運転業務は、クレーン特別教育の資格でも運転できます。(R7.5.24~25開催)

記

1 受講資格

18歳以上

2 講習日時(3日間・休憩時間含)

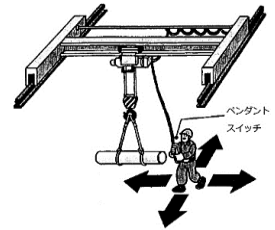
令和7年5月16日(金) 8:30~17:00

※科目免除者 8:30~13:00

・5月17日(土) 8:30~17:00(学科修了試験1時間含)

・5月18日(日) 8:30~17:30(実技修了試験1時間含)

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。



3 講習会場

学科：旭川市工業技術センター(旭川市工業団地3条2丁目)

実技：榊長谷川工作所(旭川市永山北3条6丁目)

4 講習料

全科目受講者 **38,005円**(消費税込)

内訳：受講料36,300円、テキスト代1,705円

科目免除者 **35,805円**(消費税込)

内訳：受講料34,100円、テキスト代1,705円

※使用テキスト：床上操作式クレーンの運転(日本クレーン協会発行)

5 区分及び講習科目・時間

免除区分等	講習科目	学科			実技		講習時間の合計	
		床上操作式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	関係法令	床上操作式クレーン運転のため必要となる学に関する知識	床上操作式クレーンに関する知識	床上操作式クレーンの運転		
全科目受講者		3時間	1時間	3時間	6時間	6時間	1時間	20時間
※科目免除者	① 移動式クレーン運転士免許を受けた者	3時間	1時間	免除	6時間	6時間	免除	16時間
	② 揚貨装置運転士免許を受けた者							
	③ デリック運転士(旧名称)免許を受けた者							
	④ 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者							
	⑤ 玉掛け技能講習を修了した者							

※①~⑤のいずれかに該当すれば、科目免除になります。

6 申込方法

3/14～4/28の期間内に、受講申込書を当協会に提出して下さい。

※先着順に受付し、定員20名に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

7 講習料納入方法

今年度より、受講料の支払方法は原則振込となります。

※申込書受理後、請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております期日までに、お振込み下さい。

8 申込書に添付するもの

(1) 写真2枚(30ミリ×24ミリ)

背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)

(2) 科目免除者は、所持している玉掛けなどの修了証や、クレーンなどの免許証のコピー(表・裏両面)が必要です。

9 修了証

学科及び実技の修了試験合格者に、講習後約2週間で札幌の本部より郵送されます。

10 受講の取消

講習初日の2営業日前までに取消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

11 留意事項

(1) 遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。

(2) 実技は雨天でも実施しますので、雨具等をご用意下さい。

12 その他

本講習は「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」の対象となります。

申請に必要な書類・証明等及び受験結果のお問い合わせは(公社)北海道労働基準協会連合会にお願いいたします。 TEL 011-747-6141

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階
申込み・旭川地方労働基準協会内
問合せ先 公益社団法人北海道労働基準協会連合会旭川支部
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

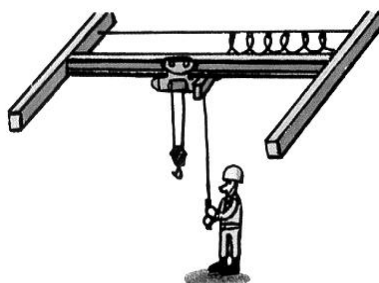
●その他のクレーン関係講習予定

5トン未満クレーン特別教育→R7.5.24～25 R7.8.9～10 R7.10.11～12 R7.12.13～14 R8.3.7～8

小型移動式クレーン技能講習→R7.6.27～29 R7.8.29～31

玉掛け技能講習→R7.7.4～6 R7.9.19～21

※玉掛け業務に就く時は、各クレーンの資格とは別に玉掛けの資格を修了しなければなりません。



床上操作式クレーン運転技能講習受講申込書

受講地 (旭川)	受講日程 (5/16 ~ 5/18)	20Hコース	19Hコース	16Hコース
------------	----------------------	--------	--------	--------

※ 該当するコースに○を付けて下さい。

ふりがな				縦30mm 横24mm 写真1枚のり付け 裏面に氏名記入	正面無帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。 もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。	
氏名						
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無 (いずれかを○で囲む) 有・無						
併記を希望する氏名又は通称						
生年月日	昭和・平成	年	月	日	楷書で正確に書いて下さい。	
現住所	〒			携帯		
				TEL		
勤務先	所在地	〒			TEL	
	名称				FAX	
講習科目の一部免除希望の範囲 (数字を○で囲む)	1. 床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 2. 床上操作式クレーンの運転のための合図					
所持する運転士免許証又は技能講習修了証 (数字を○で囲む)	1. 移動式クレーン運転士免許					
	2. 揚貨装置運転士免許					
	3. デリック運転士免許					
	4. 小型移動式クレーン運転技能講習				修了 年 月 日 交付番号	号
					交付教習機関名()	
クレーン等の運転及び玉掛け業務の実務経歴証明	年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業場においてクレーン等(つり上げ荷重が5トン以上のクレーン若しくは1トン以上の移動式クレーン、制限荷重が5トン未満の揚貨装置、つり上げ荷重が5トン未満のクレーン、つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ、つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が5トン未満のデリック)の運転の業務に従事した経験を有します。					
	業務の種類	令20条6、7の業務又は安衛則36条の6、15～17の業務				
	19Hコース					
	年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業場において1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に従事した経験を有します。					
	業務の種類	安衛則36条の19の業務				
19Hコース						
上記の記載内容に相違ないことを証明します。(注) 事業場印は職を表す印を押印(個人印は不可)						
事業場所在地						
事業場の名称						
事業者職氏名						

(注) 旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書面を添付して下さい。

年 月 日

(公社) 北海道労働基準協会連合会長 殿

※受講番号	
-------	--

※講習科目免除希望・免除資格確認	
支 部	年 月 日
本 部	年 月 日

- (注) 1. ※欄は記入しないで下さい。
 2. 運転士免許証、技能講習修了証及び特別教育修了証等をもっている方は写しを裏面に貼付して下さい。
 3. 実務経験証明欄の「業務の種類」には、クレーン等の種類・トン数などを記入して下さい。
 4. クレーン運転業務・玉掛け業務未経験者(各種資格なしを含む)は、科目免除がなく事業主証明は不要です。
 5. 2以上の事業場の業務の経験の証明方法については、(公社)北海道労働基準協会連合会又は開催支部にご照会下さい。

修了証(受講票)の送り先	1. 自宅 2. 勤務先 3. その他 ()
--------------	-------------------------